

経済産業省

20201013保局第1号

自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）を次のように制定する。

令和2年10月19日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）

自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）を別紙のとおり制定する。

自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る 特別充填について（内規）

自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器については、次の事項を条件として、容器の耐圧試験に合格した日の前日から起算して3年間又は容器に装置する附属品の気密試験に合格した日の前日から起算して3年間の充填を限度とした上で、特別充填について個別的又は包括的に許可することができることとする。

(1) 充填する自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器又は充填する容器に装置する自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用附属品は、次に定める基準に適合するものであること。ただし、特別充填許可に係る容器又は附属品について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第45条第1項及び第2項に規定する刻印等、第49条の3第1項に規定する刻印等又は第49条の25に規定する自主検査刻印等がされている場合にあつては、当該刻印等がされているものであることをもって足りる。

イ 充填する自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器は、一般財団法人日本自動車研究所基準「開発用圧縮水素自動車燃料装置用容器及び開発用圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の特別充填許可取得のための技術基準（JARIS004（2020）」（以下「JARIS004」という。）に定める要件に適合するものであること。

なお、JARIS004に適合するものとして、特別充填許可を受けた者は、JARIS004附属書に記載された事項を遵守すること。

ロ 充填する容器に装置する自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用附属品は、一般財団法人日本自動車研究所基準「特別充填許可に係る開発用圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び開発用圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品の技術基準（JARIS005（2020）」（以下「JARIS005」という。）に適合するものであること。

なお、JARIS005に適合するものとして、特別充填許可を受けた者は、JARIS005附属書に記載された事項を遵守すること。

(2) 圧縮水素の充填、貯蔵、移動及び消費が行われることとなるテストコース、シャシダイナモその他車両開発に係る評価場所が特定されていること。

(3) 様式第1に定める容器証票に次に掲げる事項を記載し、はがれるおそれのない方法で容器の外面の見やすい箇所へ貼付していること。

イ 搭載者名称

ロ 搭載月

(4) 様式第2に定める車載容器一覧証票に次に掲げる事項を記載し、はがれるおそれのない方法で車両表面の見やすい箇所へ貼付していること。

イ 容器の記号及び番号

ロ 附属品の記号及び番号

ハ 充填可能期限

(5) 様式第3に定める車載容器総括証票に次に掲げる事項を記載し、はがれるおそれのない方法で燃料充填口近傍へ貼付していること。

イ 充填すべきガスの名称

ロ 搭載容器本数

ハ 充填可能期限

ニ 最高充填圧力

(6) 本件許可に基づき充填したときは、容器ごとに以下に掲げる事項を記録し、当該記録を保存すること。

イ 充填年月日

ロ 当該容器の通算充填回数

ハ 充填を行った者

様式第 1

容器証票（開発用）	
搭 載 者 名 称	
搭 載 月	年 月

備考 この証票の文字の大きさは、見やすい大きさとすること。

様式第 2

車載容器一覧証票（開発用）		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充 填 可 能 期 限	年 月	

- 備考
- 1 この証票の文字の大きさは、見やすい大きさとすること。
 - 2 容器番号及び附属品番号の欄は、搭載容器の個数に合わせて作成すること。
 - 3 充填可能期限は、当該車両に搭載された容器の充填可能期限又は附属品の使用期限のうち最も短い期限を記載すること。

様式第 3

車載容器総括証票（開発用）	
充 填 す べ き ガ ス の 名 称	
搭 載 容 器 本 数	
充 填 可 能 期 限	年 月
最 高 充 填 圧 力	

- 備考
- 1 この証票の文字の大きさは、見やすい大きさとすること。
 - 2 充填可能期限は、当該車両に搭載された容器の充填可能期限又は附属品の使用期限のうち最も短い期限を記載すること。